

令和7年度 新技術社会実装支援プログラム 公募要領

1 趣旨・目的

万博のインパクトをその後の大阪の成長につなげるためには、万博のレガシーとして、新たな技術・サービスの実装化を社会全体で支援していくことが重要です。

そのため、大阪府では、支援機関がスタートアップ等を支援する事業を「支援プログラム」として認定し、「支援プログラム」に対する寄附を募った上で、必要な経費への補助を行う予定です。

このたび「支援プログラム」の対象事業の募集を開始しますので、多様な支援機関が持つ企画力、ネットワーク、フィールド等の強みを活かし、社会実装を支援するための取組みのご提案をお待ちしています。

なお、応募の前に、本要領の他「新技術社会実装支援プログラム認定要綱」（以下「認定要綱」といいます。）もご確認ください。

2 公募スキーム

支援プログラムを下記の流れで公募します。（末尾の〔参考〕も併せてご確認ください。）

- （１） 支援プログラムの認定を受けようとする者（以下「支援プログラム認定申請者」といいます。）を本要領にしたがって公募します。
- （２） 認定申請のあった支援プログラムは、専門家で構成する審査会による審査を経て認定します。
- （３） 大阪府は、ホームページ等への掲載（※）を通じ、認定された個々の支援プログラムに対して、寄附金の募集を行います。

※認定した支援プログラムの内容、事業費を公表します。事業の認定を受けた者（以下「支援プログラム実施者」といいます。）より、公表用の支援プログラムの概要を大阪府にご提出いただけます。

《留意点》

○支援プログラム認定申請者は寄附の獲得に向けた活動に努めてください。

3 支援プログラム対象事業

今回、公募する事業は、次のような事業とします。

（１）実証実験支援

スタートアップ等が実施する実証実験への支援

（２）マッチング・共創機会の提供

新技術等の実装に必要な資金調達や大企業等との協業を目的として、大企業等との個別のマッチング・共創機会を提供するもの

【事業（例）】

・スタートアップ等と大企業、ベンチャーキャピタル等とのマッチング支援プログラム

（３）伴走支援

課題設定や事業化に向けての企画立案支援、専門家によるビジネス支援・助言及び専門人材の発掘・供給等の、社会実装化に向けて、スタートアップ等の伴走支援を行うもの

【事業（例）】

- ・ 支援事業者や弁護士等への専門家相談
- ・ 経営に必要な専門人材の発掘と供給

(4) 施設運営

社会実装をめざすスタートアップ等への支援を目的とした施設の運営を行うもの

《留意点》

○支援対象となるスタートアップ等の企業は以下の通りです。

以下の(1)及び(2)を満たす必要があります。

(1) 大阪府内に活動拠点を有するスタートアップ等

※活動拠点を有するスタートアップ等とは、下記①②③④のうちのいずれかに該当する企業のことです。

- ①府内に拠点を有する者
- ②府内に拠点を有する者と共創で取組みを行う者
- ③将来、府内で事業展開を計画している者等
- ④府内で実装に向けた実証実験等の取組みを行う者

(2) 補助事業者の子会社及び連結子会社でないこと

○複数年にわたる支援プログラムを計画されている場合は、当該事業計画をご提出ください。(任意の資料で結構です。)審査の参考資料とします。

ただし、支援プログラムの認定の対象は、令和7年度分の計画のみとなり、令和8年度以降の計画については、認定するものではありません。

4 支援プログラム実施者（申請できる方）

(1) 支援プログラム実施者

○支援プログラム実施者（申請できる方）は以下のいずれにも該当する者とします。

- ・ 大阪府内でスタートアップ等の支援事業を企画・実施する能力及び実績がある者
- ・ 大阪府内に事業所を有する法人または大阪府内においてスタートアップ等の支援に係る事業展開の計画がある法人

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合は、代表事業者を1者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

(2) 申請資格・要件

社会通念上、認定を受けるのにふさわしくない次のア～キに掲げる者は、申請することができません。

支援プログラムを共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」のうちの1者でも以下に該当する場合は、申請することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第54号) 第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
 キ 大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号)(参考資料)第15条第1項第3号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ク 必要書類に虚偽の記載があった場合
- ケ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- コ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

《留意点》

支援プログラムを実施するにあたっては、寄附額が最小実行金額(支援プログラム認定申請者が申請する、支援プログラムの実施に必要なとなる下限の金額をいう。)に達したものを対象とする。

5 対象経費

支援プログラムの実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

支援プログラム 対象事業区分	経費区分	支援プログラム対象経費の内容
実証実験支援	スタートアップ 等が行う実証実験に係る経費として、支援プログラム実施者が当該スタートアップ等へ支給する費用	支援プログラム実施者が支援するスタートアップ等が行う実証実験に係る経費 (専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、委託費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、機器レンタル料、設置工事費、安全対策費、保険料、会場使用料、その他経費)
マッチング・共創機 会の提供	マッチング・共 創機会の提供に 係る費用	広告宣伝費、会場借上費、専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、マッチング・共創機会の提供支援の一部を委託する経費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、直接人件費(マッチング・共創機会の提供に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費)、その他経費
伴走支援	伴走支援費	専門家等への謝金・招聘旅費、旅費交通費、伴走支援の一部を委託する経費、調査研究費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、直接人件費(伴走支援に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費)、その他経費
施設運営	施設運営費	家屋の借受けに対する賃料(土地の借受けに対する賃料又は家屋に附属しない機械器具等の借受けに対する賃料が含まれる場合はこれを除く。)及び共益費若しくは管理費 ただし、敷金、保証金等の一時金、水道光熱費等及び家屋所有者から賃借した家屋を、自らが貸主となって入居者に転貸することにより得る収入に相当する額を除く

(上限額)

- ① 実証実験支援
事業1件につき、4億円
※支援するスタートアップ等1社あたりの補助上限額は800万円とする。
- ② マッチング・共創機会の提供
事業1件につき、1億円
- ③ 伴走支援
事業1件につき、1億円
- ④ 施設運営
事業1件につき、2億円。

※別途、上記金額又は集まった寄附額の7割のうち、いずれか低い額を上限に補助金の公募を実施する予定です。

【留意点】

○事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については対象外となります。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 手数料（振込手数料等）、借入れに伴う支払利息
- ・ 汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費（ただし、当該事業に必要不可欠なものであることが認められる場合は、この限りではありません。）
- ・ 土地の取得に係る経費
- ・ 特定の者との会食や、接待にかかる費用
- ・ その他、公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる経費

○消費税等の扱い

支援プログラム対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

○直接人件費にかかる人件費単価

原則として、経済産業省大臣官房会計課において作成し公表される支援プログラム認定申請時の等級単価一覧表に基づき算定します。ただし、日給制、時給制など、当該表を適用することが合理的な理由がある場合は、当該表の労務単価（円/時間）の最高額を上限として、それぞれ以下の通り適用します。

- ①日給制：日給額を所定労働時間で除した単価（1円未満切捨て）
- ②時給制：時給額
- ③その他：給与額を所定の労働時間で除した単価（1円未満切捨て）

6 支援プログラムの申請方法

〔受付開始日〕

令和7年2月19日（水曜日）

※公募要領及び申請書等の様式については、産業創造課ホームページからダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません）。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/inobe_kikin/inobe_kikinn_sienpuroguramu.html)

〔申請締切日〕

- ①第一次締切：令和7年6月30日までに支援プログラムを開始する支援プログラム認定申請者
は、以下期日までに必要書類を提出してください。

令和7年3月4日（火曜日）

- ②第二次締切：令和7年7月1日以降に支援プログラムを開始する支援プログラム認定申請者
は、以下期日までに必要書類を提出してください。

令和7年5月1日（木曜日）

〔提出方法〕

必要書類を以下の提出先まで郵送または持参してください。

※メールでの提出は不可

- ①第一次締切の場合は令和7年3月4日（火曜日）午後6時、②第二次締切の場合は令和7年5月1日（木曜日）午後6時必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに必要書類を郵送してください。

※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後6時まで）

なお、特定記録郵便・宅配便など、できる限り到着時の確認ができる方法で発送してください。

※また、必要書類をご持参いただく場合は、以下の提出先に、①第一次締切の場合は令和7年3月4日（火曜日）午後6時、②第二次締切の場合は令和7年5月1日（木曜日）午後6時までに、直接ご持参ください。

必要書類を持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡ください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後6時まで）

〔必要書類〕

- （1）支援プログラム認定申請書（認定要綱様式第1号）

- （2）事業計画書（認定要綱様式第2号）

- （3）公表用資料

9ページに、公表用資料例を掲載しておりますので、参考にしてください。

- （4）添付書類

ア 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）

イ 直近2事業年度分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）

ウ 「4（2）申請要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）

（a）府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

（b）税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 事業や法人の紹介パンフレット等

オ 要件確認申立書（認定要綱様式第1－2号）

カ 暴力団等審査情報（認定要綱様式第1－3号）

※提出部数は各1部です。ただし、（4）のア及びウについては原本が必要です。

それ以外の書類はコピーで構いません。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※同一事業者が複数の支援プログラムの申請を行うことも可能です。（対象経費について、二重に計上することがないようにご注意ください。）

複数の支援プログラムの申請者が全て同一の場合、必要書類のうち、（４）の各添付書類については、１部の提出でかまいません。（複数の事業者が連携して実施する場合、事業Aの実施主体が「事業者a+事業者b+事業者c」で、事業Bの実施主体が「事業者a+事業者b+事業者d」の場合は、同一ではありません。）

※府税の納税記録がない場合には、申立書(任意書式。記載事項は以下のとおり。)を作成のうえ、他の必要書類とともにご提出ください。

【申立書記載事項】

- ① 府税の納税義務を負っていない旨
- ② ①により、提出が出来ない書類の名称

※必要書類の記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第４条第２項第３号の規定に基づき、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

〔提出先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 管理グループ
「令和７年度新技術社会実装支援プログラム」担当者宛て
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

※郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

（ご連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時30分から午後６時まででお願いします。）

〔電話番号〕 06-6210-9293

※必要書類の到達の確認後、支援プログラム認定申請書（認定要綱様式第１号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、大阪府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後にご送付ください。

〔費用の負担〕

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

〔本事業の説明会〕

産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、必ずご視聴をお願いします。

〔日時〕 令和７年２月19日（水曜日）午後２時から令和７年５月１日（木曜日）午後６時まで

〔URL〕 (<https://youtu.be/LR6ryn01ZH0>)

〔質疑応答〕

質問は、大阪府行政オンラインシステムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。報道機関等への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、報道機関等への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

〔質問受付期間〕 ①第一次締切の場合は令和７年２月19日（水曜日）午後２時（説明会YouTube配信開始日時）から令和７年３月３日（月曜日）午後６時まで

②第二次締切の場合は令和７年３月４日（火曜日）午後６時から令和７年４月30日（水曜日）午後６時まで

※第二次締切の場合でも、第一次締切の質問受付期間に質問いただいても構いません。

〔質問方法〕 大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。

(<https://lgpos.task-asap.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/1ae83dde-a50c-4710-bef3-e2e4e597f9b4/start>)

〔回答方法〕 質問への回答は産業創造課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/inobe_kikin/inobe_kikinn_sienpuroguramu.html)

〔申請の取下げ〕

支援プログラム申請後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、申請を取り下げる場合は、支援プログラム認定申請取下届出書（認定要綱様式第3号）を提出してください。

7 審査

（1）審査方法

専門家により構成された審査会を①第一次締切の場合は令和7年3月上旬（予定）、②第二次締切の場合は令和7年5月中旬（予定）に開催し、支援プログラム認定申請者から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の審査項目を中心に審査を行い、支援プログラムを認定します。

＜審査項目＞

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

なお、審査は支援プログラム対象事業区分ごとに実施します。

審査の結果、100点満点中60点を超える提案について採択します。

支援プログラム 対象事業区分	審査項目	点数
【共通】	事業趣旨に合致した提案となっているか。	10点
	スタートアップ等の支援に関して十分な知識やノウハウがあるか。	10点
	スタートアップ等の持つ新技術やサービスの社会実装に関する現状や課題を正確に認識し、それを踏まえた適切な目標設定がなされているか。	15点
	事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。	15点
	事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。	5点
	最小実行金額での執行時に提案事業内容が担保できるか。	5点
【①実証実験支援】	社会実装の可能性が高いスタートアップ等を選考することを目的とした、効率的・効果的かつ公平性・透明性を確保した手法になっているか。	25点
	支援を行うにあたり、効果的な実証実験を行うための専門的知見・ノウハウを有しているか。	15点
【②マッチング・共創機会の提供】	提案する手法は、社会実装に向けたスタートアップ等の必要な資金調達や大企業等との協業が期待できる手法を提案しているか。また、その根拠が示されているか。	25点

	提案の根拠となる考え方や、過去３年内のマッチング支援等の実績が豊富にあるか。	15点
【③伴走支援】	スタートアップが社会実装を進めるために効果的と考えられる支援内容となっているか。	25点
	支援を行うにあたり、効果的な伴走支援を行うための専門的知見・ノウハウを有しているか。	15点
【④施設運営】	常時又は定期的に資金調達・人材確保・事業化支援の相談が実施される計画を有していること。	20点
	インキュベーションマネージャーなど、スタートアップ等を支援する人材の配置が具体的に計画されていること。	20点

（２）審査結果

審査の結果は、①第一次締切の場合は令和７年３月上旬（予定）、②第二次締切の場合は令和７年５月中旬に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

（３）採択事業の公表

採択された支援プログラムは、内容及び事業費を大阪府ホームページ上で公表し、寄附の募集を行います。

寄附の募集は、支援プログラム実施者が支援プログラム認定申請時に設定する申請金額を上限に行います。

支援プログラム実施者は、寄附の獲得に向けた活動に努めてください。

8 事業認定後の手続き等

○事業認定後のスケジュール

寄附額が申請金額に達したとき、または寄附の募集期間終了後で寄附額が最小実行金額に達している場合、府が支援プログラム実施者に寄附額を通知し、支援プログラム実施者は補助事業者として補助金交付申請を行っていただきます。

(公表用支援プログラムの資料の例)

支援プログラム名称

支援プログラム実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

支援プログラムの概要

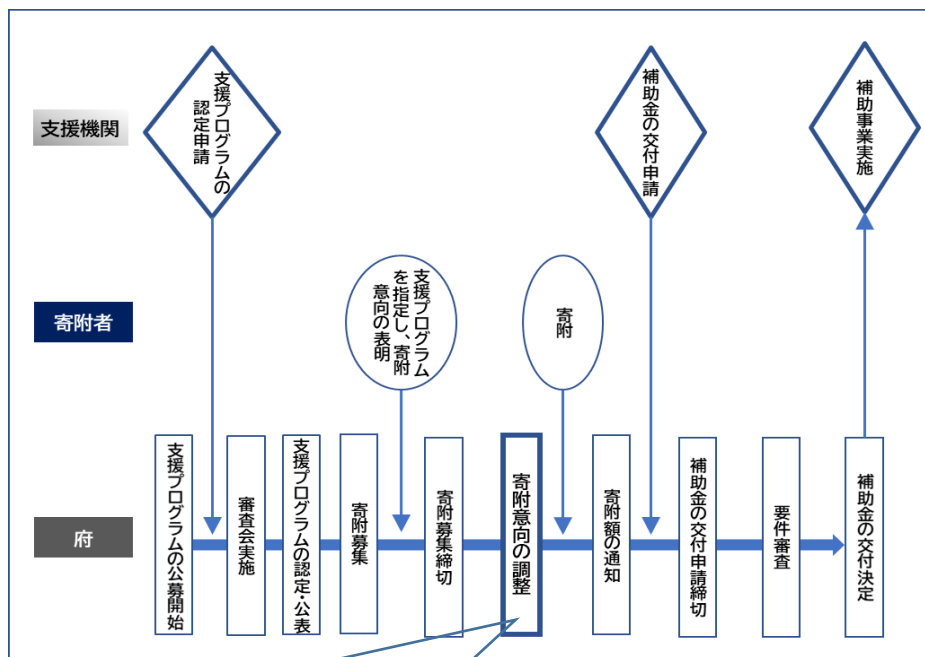
支援プログラム対象事業区分（ ）

申請額：〇〇円

実証事業のスタートアップ選定の基準
実証実験で検証しようとする内容が新たな技術等を活用したものであるか。また、将来、革新的な商品・サービスの社会実装につながるものか。
社会実装に向けての課題が明確であり、課題を踏まえ、実証実験の目的、目的設定及び手法が適切なものになっているか。
事業化にあたり、解決すべき課題に対して適切な実証実験の内容になっているか。
事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。
事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

[参考]

申請から事業実施までの主な流れ（予定）



以下に掲げる場合はそれぞれに記載する手順により調整いたします。

【複数の寄附者から 1 つの支援プログラムに対して申請金額以上の寄附申し出があった場合】

- ①寄附者に他支援プログラムへの寄附意向を確認します（寄附意向がない場合は②へ）。
- ②各寄附者の寄附金額の割合に応じて寄附金額を按分し充当します。
寄附者のご意向を確認の上、余剰分は翌事業年度の支援プログラムに充当します。
※翌年度あらためて寄附者に支援プログラムをご指定いただきます。

【寄附者による支援プログラムの指定がない場合】

- ①寄附金額が申請金額に達していない支援プログラムに対して、審査会における審査得点が高い順に充当します。
- ②寄附金額が申請金額に達していない支援プログラムがない場合は、寄附者のご意向を確認の上、翌事業年度の支援プログラムに充当します。

【支援プログラムに以下の（A）から（C）に掲げるいずれかの事由が生じた場合】

指定した支援プログラム以外の支援プログラムに寄附が充当されることを寄附者に承諾していただきます。

- （A）支援プログラム実施者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

（B）寄附金額が認定事業の実施に必要な額として支援プログラム認定申請者自らが設定した金額（以下「最小実行金額」という。）まで達しなかったとき。

（C）その他特別な事情により知事が支援プログラムを実施すべきでないと判断したとき。

- ①寄附金額が申請金額に達していない支援プログラムに対して、審査会における審査得点が高い順に充当します。
- ②寄附金額が申請金額に達していない支援プログラムがない場合は、寄附者のご意向を確認の上、翌事業年度の支援プログラムに充当します。

大阪府補助金交付規則（昭和四十五年十月一日大阪府規則第八十五号） 抜粋

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

（決定の取消し）

第十五条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

三 第二条第二号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。